

複合用途型産業創出地区（イノベーションキャンパス地区）のうちコモン地区における土地利用指導指針

柏 市

制定 令和 2年11月10日

施行 令和 2年11月10日

（目的）

第1条 この指針は柏の葉国際キャンパスタウン構想の土地利用戦略で位置付けられた複合用途型産業創出地区（イノベーションキャンパス地区）のうちコモン地区において、建築する建築物の用途について必要な事項を定めることにより、柏の葉国際キャンパスタウン構想の目指す先端的な都市づくりに資する土地利用が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）複合用途型産業創出地区（イノベーションキャンパス地区）
複合用途型開発によって、職住が近接し昼夜人口バランスの取れたエリアとしながら、活気ある街路空間や水・緑を生かした快適な外部環境を創出する地区。
- （2）コモン地区 調整池を中心に人々が集まる公共的な性格を持たせるとともに、商業・業務機能を重点的に配置するイノベーションキャンパスの中心地区。
- （3）計画敷地 コモン地区内の土地（同地区内で複数の土地の場合も含む。）で、建築物（複数の場合も含む。）の建築を計画する敷地。

（計画敷地内の施設立地）

第3条 計画敷地においては、「柏の葉国際キャンパスタウン構想」のコンセプト及び「イノベーションキャンパス地区まちづくりビジョン」を踏まえた上で、業務機能や商業機能を提供する施設を

立地するものとし、住居系の用途を含む建築物（住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、グループホーム、老人ホーム及びこれらに類する用途を兼ねるもの）は建築してはならないものとする。合わせて、施設の高さについては、隣接施設と同等以下とする。

また、敷地計画については柏の葉国際キャンパスタウン構想委員会の審議を図るものとする。

（計画敷地内に建築する建築物に関する届け出）

第4条 計画敷地内に建築物を建築する者は、次に掲げる図書を届け出なければならない。

- （1）コモン地区における計画敷地内建築計画書（様式1）
- （2）位置図
- （3）計画敷地配置図
- （4）建築物詳細図（各階平面図，立面図）
- （5）その他市長が必要と認める書類

（計画敷地内に建築する建築物の変更）

第5条 計画敷地内に建築する建築物の変更が生じた場合は、速やかに届け出るとともに、関係する図書を変更しなければならない。

（補 則）

第6条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この指針は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年8月6日から施行する。

(様式 1)

令和 年 月 日

コモン地区における計画敷地内建築計画書

1 申請者の概要				
氏 名				
住 所				
電話番号				
担当者 氏名 連絡先				
2 計画敷地概要				
街区 画地				
土地所有者名 住 所				
計画敷地面積 m ²				
事業着手予定日	令和	年	月	日
事業完了予定日	令和	年	月	日
3 建築物概要				
建築物名称				合 計
建築物所有者				
街区 画地				
用 途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> その他 ()	
延べ床面積 m ²				
建築面積 m ²				
建築物の高さ				
建築物の階数				
工事着手予定				
工事完了予定				

4 その他	
添付図書	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 建築詳細図(各階, 立面等)
備考	